平成２８年（フ）第２９５号
愛知県安城市今池町１丁目７番14号　ファシル３Ａ、前住所愛知県安城市浜屋町屋敷山17番地２　コスモ浜屋寮328
債務者　井上　孝幸
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午前11時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２２８号
大阪府箕面市西小路４丁目９番35号、前住所大阪府箕面市桜２丁目７番１号
債務者　金田　孝友
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２３６号
大阪府池田市住吉２丁目１番１号　木村方
債務者　小出さやか
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０号
愛知県豊橋市旭町字旭297番地１
債務者　山本シゲトシこと　ヤマモトシゲトシ
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月13日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１７９号
愛知県新城市字中野22番地２　メゾンドールＡ棟202号
債務者　福田　直樹
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１８１号
愛知県豊川市平尾町栗穴44番地
債務者　平松　宏隆
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１８３号
愛知県豊川市本野ケ原１丁目134番地３（202）、住民票上の住所愛知県新城市片山642番地６
債務者　山崎　昭伍（旧姓浅井）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６７１号
さいたま市南区別所２丁目21番６号　フラワーハイツ203号
破産者　石井　紀章
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
山梨県甲府市住吉５丁目３番31号　ドミールタナベ２－Ａ
破産者　萩原　由明
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
山口県岩国市由宇町中央２丁目12番７号、開始決定時の住所大阪府貝塚市王子828番地15
破産者　今川　伸二
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
静岡市葵区大岩４丁目37番22号
破産者　池ヶ谷育代
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５号
静岡県掛川市大坂1596番地の１
破産者　鈴木　英明
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第４９３号
愛知県知多郡武豊町字梨子ノ木475番地　特別養護老人ホーム　くすのきの里、開始決定時の住所愛知県知多郡南知多町大字内海字城下64―１　気ままの家
破産者　小林　政治
法定代理人保佐人　小林真由美
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６７号
神戸市西区竹の台２丁目６番地の７
破産者　Ａｔｅｌｉｅｒ01こと　小川　幸治
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１５号
神戸市灘区記田町３丁目２番28号　セゾンドミール201、従前の住所神戸市東灘区御影石町４丁目19番８号
破産者　大山玉子こと　**袈**　　玉子
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部